

証券コード 9127
2026年6月2日
(電子提供措置開始日2026年5月29日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 清 崎 哲 也

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第117回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tamaiship.co.jp>

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「玉井商船」又は「コード」に当社証券コード「9127」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月19日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月22日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS 4階 ホール4C
TKPガーデンシティPREMIUM田町

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合には限りません。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成のあったものとしてお取り扱いさせていただきます。
 - ◎ お土産の配布は行いません。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月22日（月曜日）
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。
各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年6月19日（金曜日）
午後5時15分到着分まで

インターネットによる議決権行使



次頁の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月19日（金曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 012345678 議決権行使回数 10回

〇〇〇〇株式会社 御中
 社名、〇〇〇〇(株)〇〇〇〇(株)の代表取締役
 〇〇取締役兼副社長 〇〇〇〇(株)または総会を含む
 〇〇〇〇(株)の代表取締役の署名(印)を
 〇〇〇〇(株)の代表取締役の署名(印)を
 〇〇〇〇(株)の代表取締役の署名(印)を
 〇〇〇〇(株)の代表取締役の署名(印)を

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

各議案への賛否の表示は、賛成の表示は「賛」、反対の表示は「否」の欄に○印を記入してください。

100-8233
 千代田区丸の内1丁目
 4番1号

代行 太郎
 〇〇〇〇株式会社

QRコード

000000000000000000000000 K1T-00000001#

インターネットと併用して議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
 株主総会にご出席の際は、この用紙の行を切り離してそのまま会場受付にご提出ください。

〇〇〇〇株式会社

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第3号議案

- 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 反対する場合：「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合：「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合：

「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2026年6月19日（金曜日）午後5時15分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

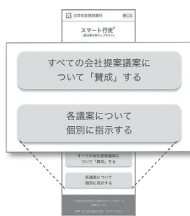
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

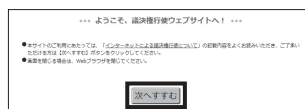
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、右記にお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

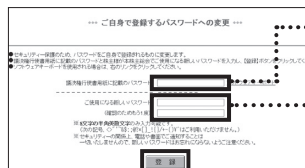
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
☎ 0120-652-031 (受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、剰余金の配当（中間配当）の基準日の規定を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第41条（条文省略） (剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (新 設)	第1条～第41条（現行どおり） (剰余金の配当の基準日) 第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
第43条～第44条（条文省略）	第43条～第44条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための定時取締役会開催予定日 2026年6月22日
定款変更の効力発生日 2026年6月22日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 きよ ぎき てつ や
清 崎 哲 也 (1952年9月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1973年10月 当社入社
7,700株	2005年4月 当社 海務部長
	2012年6月 当社 取締役海務部長
取締役会出席状況(出席率)	2013年4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長
	2023年6月 当社 常務取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長、内部統制室長、サステナビリティ委員長
7回/7回 (100%)	2024年6月 当社 代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由等

入社から16年間、船舶職員として当社グループ保有船に乗船し、陸上勤務後もその経験を活かして船舶の海上安全及び船舶の労務管理・教育等を担う海務部長を務め、2012年からは取締役海務部長として海務全体を統括した他、内航タンカー安全管理室長、内部統制室長、サステナビリティ委員長を兼務し、当社及び子会社における内部監査実施やESG経営の推進に寄与して参りました。2024年からは代表取締役社長として当社グループの経営を牽引しております。

当社における豊富な業務経験と、海運業の経営全般及び船舶における豊富な知見を有しており、また当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たせるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 ^{まつ}松 ^{もと}本 ^{かず}和 ^{なり}成

(1964年8月11日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,500株

取締役会出席状況(出席率)

7回／7回
(100%)

1991年6月 大同汽船株式会社入社（現玉井商船株式会社）
2013年4月 当社 内航2部長
2015年1月 当社 内航営業部長
2022年6月 当社 取締役内航営業部長
2024年6月 当社 取締役内航営業部長、経理部管掌
2026年4月 当社 取締役、船舶部管掌、経理部管掌（現任）

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由等

当社の子会社だった大同汽船株式会社に入社し、同社が当社と合併した1996年以降も同社から引き継がれた内航海運事業に携わり、現在は船舶部及び経理部を管掌しております。また2024年から内航船員が在籍する子会社である大四マリン株式会社の代表取締役社長を兼任しております。

これまで培ってきた内航海運事業における豊富な業務経験、実績、知見は、当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 ^{なが}永 ^い井

^{まこと}仁 (1970年8月21日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,800株

取締役会出席状況(出席率)

7回／7回
(100%)

1995年4月 大同汽船株式会社入社 (現玉井商船株式会社)
2022年4月 当社 外航営業部長
2024年6月 当社 取締役外航営業部長
2025年4月 当社 取締役、外航営業部管掌
2026年4月 当社 取締役、営業部管掌 (現任)

(重要な兼職の状況)

T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役社長
本山パインクレスト株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由等

当社の子会社だった大同汽船株式会社に入社し、同社が当社と合併した1996年以降は内航海運事業に約10年間従事、その後は当社の主要事業である外航海運業に携わり、当社経営を牽引して参りました。取締役外航営業部長を経て、2025年4月から外航営業部を管掌しております。また2024年から子会社であるT.S. Central Shipping Co.,Ltd.の取締役社長を、2026年4月から子会社である本山パインクレスト株式会社の代表取締役社長を兼任しております。

これまで培ってきた内航・外航海運事業の豊富な業務経験、実績、知見は、当社の企業価値向上に資するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4 ^{いけ}池 ^の埜 ^{だい}大 ^{すけ}輔

(1980年5月2日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

300株

2005年11月 当社入社
2025年4月 当社 経理部長 (現任)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 取締役

取締役候補者とした理由等

当社に入社しこれまで20年間経理部に携わり、2022年からは内航船員が在籍する子会社である大四マリン株式会社の取締役を兼任しております。

これまで培ってきた豊富な財務の経験と知識をもって、経営における重要事項の決定及び業務を執行することは、当社の企業価値向上に資するものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものです。

5 ^{きの}樹 ^{した}下

^{けん}健

(1965年4月14日生)

再任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

1991年4月 日本軽金属株式会社入社
2012年4月 同社 化成品事業部アルミナ部長
2021年6月 同社 執行役員化成品事業部長
2024年6月 当社 社外取締役（現任）

取締役会出席状況(出席率)

7回/7回
(100%)

2024年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 執行役員化成品事業グループ長
2026年4月 日本軽金属ホールディングス株式会社 上席執行役員化成品事業グループ長（現任）
日本軽金属株式会社 上席執行役員化成品事業部担当（現任）

在任年数

2年

(重要な兼職の状況)

日本軽金属ホールディングス株式会社 上席執行役員
日本軽金属株式会社 上席執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の株主である日本軽金属株式会社の上席執行役員化成品事業部担当であり、同社の化成品事業に携われた頃より当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、企業経営に関する豊富な業務経験、実績、知見を有しており、社外取締役として、経営における重要事項の決定及び業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

6 ^{むら}邑 ^{まつ}松 ^{やす}泰 ^{ひろ}宏

(1977年5月27日生)

新任

社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,200株

2001年3月 日本ガスライン株式会社入社
2016年4月 同社 執行役員
2017年7月 同社 取締役
2019年4月 同社 常務取締役
2020年4月 同社 代表取締役社長（現任）

(重要な兼職の状況)

日本ガスライン株式会社 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

当社の株主である日本ガスライン株式会社の代表取締役社長であり、長きに渡り同社の海運事業に携われており、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有しており、社外取締役候補者としております。また選任後は、社外取締役として、新たに経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

7 ^{たま}玉 ^い井

^{ひろし}裕

(1961年9月1日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

1,100株

2011年4月 新神戸ドック株式会社 代表取締役社長（現任）

2014年6月 当社 社外監査役

2017年6月 当社 社外取締役（現任）

取締役会出席状況(出席率)

7回／7回
(100%)

(重要な兼職の状況)

新神戸ドック株式会社 代表取締役社長

本山パインクレスト株式会社 監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

在任年数

9年

当社社外監査役を経て、2017年6月より社外取締役に就任し、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また、船舶修繕業の経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有し、当社取締役会の審議において適宜助言や提言をいただいておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、社外取締役として、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	2003年 9月	東京弁護士会登録 岡部・山口・相澤・戸塚法律事務所入所
100株	2011年 1月	岡部・山口法律事務所 パートナー
取締役会出席状況(出席率)	2014年 4月	大連海事大学法学院 客員教授 (現任)
7回/7回 (100%)	2016年 4月	早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師
在任年数	2022年 7月	左合総合法律事務所 代表弁護士
3年	2022年 9月	早稲田大学法学研究科 非常勤講師 (現任)
	2023年 6月	当社 社外取締役 (現任)
	2025年 4月	左合・赤塚法律事務所 代表弁護士 (現任)

(重要な兼職の状況)

左合・赤塚法律事務所 代表弁護士
大連海事大学法学院 客員教授
早稲田大学法学研究科 非常勤講師

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士の資格を有しており、法務全般に関する専門的な知見、経験等を活かしていたことで、取締役会の意思決定機能の向上、透明性のある経営の監視を適切に行うことができると判断するとともに、コンプライアンスの充実を図ることが期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 樹下健氏、邑松泰宏氏、玉井裕氏及び左合輝行氏は、社外取締役候補者であります。
2. 社外取締役候補者樹下健氏は日本軽金属株式会社の上席執行役員を兼務しており、当社と同社の間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。社外取締役候補者邑松泰宏氏は、日本ガスライン株式会社の代表取締役を兼務しており、当社と同社の間に液化石油ガスの輸送等継続的取引関係があります。その他の候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者樹下健氏、玉井裕氏及び左合輝行氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者邑松泰宏氏が選任された場合、同内容の契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- 社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
4. 当社は、保険会社との間で、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮尾克己氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

井 出 幸太郎

(1978年12月21日生)

新任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

2004年12月 新日本監査法人（現E Y新日本有限責任監査法人）入所
2009年 7月 公認会計士登録
2022年 9月 井出幸太郎公認会計士事務所開設、同所所長（現任）

(重要な兼職の状況)

井出幸太郎公認会計士事務所 所長

社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、豊富な財務及び会計に関する専門的な知見、経験等を活かしていただくことで、当社監査の有効性及び実効性の向上、また監督機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、新たに社外監査役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、井出幸太郎氏が選任された場合、この責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 社外監査役が任務を怠ったことにより当社が損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
3. 当社は、保険会社との間で、監査役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約の更新を予定しております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化、深刻化する中東情勢及び米国とイランの紛争影響により原油価格等の高騰や物価高による景気減速が懸念され、先行きが不透明な状況にあります。米国においては、関税政策の物価への影響が続き個人消費の増加は続いています但成長の鈍化が鮮明になっています。雇用も増加傾向にあるものの勢いは弱まっています。中国では、不動産不況が長期化し、個人消費を中心に内需は弱くデフレ圧力が続いています。政府主導の施策の効果も薄れ、景気の回復は望み難い状況にあり、輸出が経済を支えている状態です。日本経済は、米国の関税政策の影響で外需は停滞してるものの、内需は雇用環境の改善と賃金上昇に支えられ個人消費は堅調に推移しています。インバウンド需要についても中国政府による日本への渡航規制の影響も限定的であり、日本経済を支える主要な原動力となっています。

外航ドライバルク船マーケットは、上期は南半球等での悪天候により停滞気味で始まり、その後中国粗鋼生産の回復や穀物の買込み等もあり回復しました。下期に入ると米国USTRによる中国建造船の米国寄港課税の10月開始を一方向的に宣言したこと等により市況は上昇、年末で一服感は出たものの第4四半期は例年に比べ非常に堅調に推移しました。

主な要因としては中国向けの米国大豆が2025年11月の米中首脳会談で最終的には1,200万トンの大豆を米国から購入することになったものが2026年1～3月期に集中し、そのほとんどの船が喜望峰経由のルートを選択したため南米穀物を凌ぐトンマイル効果がありました。また中国からセメント、スラグなど建設関連の原料の輸出が増え、また輸出先もアフリカが伸びておりトンマイル効果がありました。

2026年2月28日に米国・イスラエルによるイラン攻撃が行われ即時にホルムズ海峡の封鎖に至りました。当初は早期終結の可能性も期待されましたが3～4週間が経ったあたりから状況は長期化する様相を見せ始めており、1日の通狭隻数は二桁に乗ってきたという情報もありますがそれでも通常の10分の1程度です。非常に強いマーケットでイラン情勢という不確定要素がでてきましたが短期的にはプラス・マイナスも相まって高位安定を保った2026年1～3月期の外航ドライバルク船マーケットだったと言えます。

以上のような状況において、当社グループは、地政学的リスク及び環境変動に対応した航路選定・バラスト航海短縮による効率的配船・海運市況変動リスクの低減に努め、新規契約に鋭意努力し、将来を見据えた事業展開を図っております。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、5,122百万円（対前連結会計年度比△267百万円、5.0%減）、営業利益657百万円（同△230百万円、25.9%減）となりました。

営業外収益87百万円、営業外費用102百万円を加減し、経常利益は642百万円（同△246百万円、27.7%減）、特別利益として投資有価証券売却益553百万円、特別損失としてアドバライザリー費用等83百万円を加減しました結果、税金等調整前当期純利益は1,112百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に計上した固定資産売却益の反動等もあり、774百万円（同△1,321百万円、63.0%減）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① **外航海運業**

支配船舶による北米からの輸入穀物や南米からの水酸化アルミの輸送を通じて、運航採算の向上に努めるとともに一部支配船舶の短期貸船により、安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前連結会計年度に比べ貨物輸送から短期貸船への運航比率が高まったことに伴い、運賃が減少し貸船料が増加した結果、4,047百万円(対前連結会計年度比△233百万円、5.5%減)となりました。営業費用面については、貨物輸送の減少により運航費は減少したものの、2025年6月に竣工した新造船に係る船費の増加等により全体として増加しました。この結果、996百万円(同△279百万円、21.9%減)の営業利益となりました。

② **内航海運業**

定期用船1隻による水酸化アルミ等の輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船2隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また、船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

業績については、所有船2隻の定期貸船が堅調に推移し貸船料は増加しました。一方で、他社からの定期借船に子会社の船員を配乗し、これを別の他社へ定期貸船する取引が、当連結会計年度に終了しました。この影響によって、貸船料及び借船料がともに減少したものの、配乗対象となっていた船員を他社への派遣や他社船舶の管理業務に切り替えたことでその他海運業収益が増加しました。この結果、営業収益は950百万円(対前連結会計年度比△41百万円、4.2%減)、営業利益は93百万円(同26百万円、38.7%増)となりました。

③ **不動産賃貸業**

不動産賃貸業については、堅調に推移した結果、営業収益は124百万円(対前連結会計年度比8百万円、7.0%増)、営業利益は51百万円(同20百万円、63.6%増)となりました。

(営業利益は配賦不能営業費用(483百万円)控除前のものです。)

当連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去または全社	連 結
営業収益	4,047	950	124	5,122	—	5,122
営業利益	996	93	51	1,141	(483)	657

前連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去または全社	連 結
営業収益	4,280	992	116	5,389	—	5,389
営業利益	1,276	67	31	1,375	(487)	888

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、2,759百万円であり、主として2025年6月に竣工した新造船「TJ PELICANS」の建造代金の一部であります。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に新造船の建造資金の一部として、金融機関より長期借入金として930百万円の調達を行いました。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	7,307	6,219	5,389	5,122
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	820	731	2,095	774
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	425.29	379.00	1,085.86	404.84
純 資 産 (百万円)	6,632	7,373	9,306	8,142

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年度 第114期	2023年度 第115期	2024年度 第116期	2025年度 第117期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	7,069	6,006	5,183	4,939
当 期 純 利 益 (百万円)	810	707	1,743	645
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	419.62	366.36	903.45	337.31
純 資 産 (百万円)	4,453	5,173	6,795	5,465

(4) 対処すべき課題

当社グループは、以下の課題に取り組んで参ります。

① 外航海運業部門の収入安定化と拡大

当事業年度は、堅調な市場環境であったものの、世界各地の紛争の長期化や深刻化などにより、海運収益に影響が出ました。今後も引き続き主要4隻の外航船舶による南米から日本向の水酸化アルミニウム輸送や北米から日本向の穀物輸送の復航貨物の契約確保、往航貨物の獲得による採算向上に努め、営業収益の計上に努めて参ります。

② 内航海運業部門の運航採算性の是正

当事業年度では採算是正に努め、内航船部門全体としては収益性に改善がみられるものの、今般の件費をはじめとする船費の上昇もあり、今後は引き続き用船料・運賃の適正価格への交渉を行うとともにコスト削減に取り組み、収益性向上を行って参ります。

③ 資本コスト・株価を意識した経営計画の実行

当社グループでは、各セグメントの収益性や中長期の船舶投資等に伴う取り組みを中期計画にて表明しております。その中で、営業利益を確保し、EBITDA、ROE、流動比率を目標とし、安定配当を実施するために上記①②の経営課題に取り組み、企業価値の向上を意識した経営を目指して参ります。なお当期の数値は以下となりました。

	流動比率	EBITDA	ROE	配当性向
中期経営計画目標	200%以上	1,000百万円	5~10%	30%以上
2025年度(第117期 当期)	244.1%	1,435百万円	8.9%	30.9%

④ 環境保全に求められる対応

環境への対策として、当社グループは事業による海洋環境及び生態系への影響を認識し、海洋環境への影響を最小化するために最大限の取り組みを行います。内外航船における船舶の安全運航を徹底し海難事故を防止し、環境規制遵守を行い、海洋環境の保護に努めて参ります。国際海事機関(IMO)では、大気汚染防止措置としてSox低減規制を発効しており、燃料油の硫黄分濃度の上限を順次引き下げております。欧州、アメリカ、カナダの指定海域(ECA: Emission Control Area)で使用される燃料油の硫黄分濃度上限は、2015年1月から1.0%から0.1%に引き下げられております。一般海域で使用される燃料油の硫黄分上限は、2020年からは0.5%となりました。当社グループでは規制適合油を使用し、規制に対応しております。また燃料油を燃焼させると大気汚染の原因となるNOxが生成されますのでNOxの低減させるための規制も発効されており、2011年以降の建造船は2次規制に対応しています。また、今後の建造船については3次規制に対応して参ります。

⑤ 安全運航と環境保全に対応する設備に関して

温室効果ガス（GHG）排出の抑制対策は IMO にて規制され、（1）2030年までCO2排出量40%以上削減（輸送量あたり、2008年比）、（2）2040年までにGHG排出量の最低70%以上削減（2008年比）、（3）遅くとも2050年頃までにGHGネット排出ゼロ、という目標が設定されております。2013年にEEDI（エネルギー効率設計指標：Energy Efficiency Designed Ship Index新造船に対する指標）が施行され、また2023年より「EEXI（既存船燃費規制：Energy Efficiency Existing Ship Index）・燃費実績（CII: Carbon Intensity Indicator）格付け制度」が施行されています。EEXI規則に適合させるために機関出力制限（Engine Power Limitation、EPL）を設置し規則に対応して参ります。また、CO2排出量の削減について、保有船舶に対して下記の対策を行い環境保護の推進に努めております。減速による燃料消費の削減、PBCF（Propeller Boss Cap Fin: プロペラハブ渦により失われるエネルギーを回収しプロペラ効率を向上させる設備）の設置、燃費の低減を図り環境に優しい船体塗料を使用、E-Course 潮流、風浪による横流れを計測し、船をコースライン上に制御、航路損失の増大を抑え、短距離で目的地へ到達し燃料消費の削減、電子機関の設置等順次CO2の排出削減を行っております。

2025年の竣工船にはEEDI(Phase3)を先取り適用し環境対策を行っております。新燃料に対する長期的な船体整備計画においては、次世代燃料である水素・アンモニア・LNG/LPG・メタノール・エタノール燃料等の開発状況を視野に置き慎重に検討を行っております。

当社グループのサステナビリティの取組みは中期計画にも記載されておりますが、前述の環境規制への対策を踏まえ、刻々と変わる事業環境に都度対応し、事業を通じて顧客と価値を創造し、労働環境の整備、計画的な人材投資等を行っております。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする外航海運業・内航海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所 在 地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
NIKKEI SIRIUS	撒積運搬船	29,829	51,658	ブラジル／日本
NIKKEI PROGRESSO	撒積運搬船	29,829	51,658	ブラジル／日本
TRES FELICES	撒積運搬船	31,440	55,810	北米／日本
TJ PELICANS	撒積運搬船	32,689	58,628	北米／日本
第 二 興 玉 丸	内航油送船	3,767	5,600	国内沿海
第 二 十 一 い づ み 丸	液化ガスばら積船	748	963	近海(非国際)

(注) 上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が1隻あります。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
陸 上 従 業 員	15 [―]	△2 [―]
海 上 従 業 員	47 [―]	1 [―]
合 計	62 [―]	△1 [―]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
 2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	70,000	94.6 (3.9)	不 動 産 賃 貸 業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	821,564
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	672,937
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	224,312
株 式 会 社 み な と 銀 行	224,312
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	224,312

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、持続的な成長投資と株主還元の両立を図るため、業績連動と安定配当を組み合わせた新たな還元方針を導入いたしました。

当期の期末配当につきましては、この新たな還元方針に基づき、親会社株主に帰属する当期純利益に対する連結配当性向の目安である30%以上の1株当たり配当金額（121.45円以上）が年間配当金下限設定額である1株当たり80円を超えることから、1株当たり125円とさせていただきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,932,000株 (自己株式402,030株を含む。)
- (3) 株主数 2,409名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本軽金属株式会社	196,800 株	12.86 %
日本ガスライン株式会社	118,600	7.75
INTERACTIVE BROKERS LLC	115,600	7.55
大佐古 幸典	57,900	3.78
西 将弘	52,000	3.39
PBG CLIENTS SG	47,300	3.09
野村證券株式会社	42,957	2.80
乾汽船株式会社	40,600	2.65
SUN YOU NING	35,000	2.28
太洋産業貿易株式会社	32,400	2.11

(注) 持株比率は、自己株式 (402,030株) を控除して算出し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	管掌	重要な兼職の状況
代表取締役社長	清崎 哲也		
取締役	松本 和成	内航営業部長 経理部	大四マリン株式会社 代表取締役社長
取締役	永井 仁	外航営業部	T.S.Central Shipping Co., Ltd. 取締役社長
取締役	岡本 泰憲		日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役副社長執行役員 日本軽金属株式会社 取締役副社長執行役員 東洋アルミニウム株式会社 取締役
取締役	樹下 健		日本軽金属ホールディングス株式会社 執行役員 日本軽金属株式会社 執行役員
取締役	玉井 裕		新神戸ドック株式会社 代表取締役社長 本山パインクレスト株式会社 監査役
取締役	左合 輝行		左合・赤塚法律事務所 代表弁護士 大連海事大学法学院 客員教授 早稲田大学法学研究科 非常勤講師
常勤監査役	後藤 光良		
監査役	山口 修司		弁護士法人岡部・山口法律事務所 代表弁護士 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社住友倉庫社外取締役 中央大学法科大学院 客員教授 公益財団法人ライオン歯科衛生研究所 監事
監査役	宮尾 克己		宮尾公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち岡本泰憲氏、樹下健氏、玉井裕氏及び左合輝行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役玉井裕氏、取締役左合輝行氏及び監査役山口修司氏、監査役宮尾克己氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 重要な兼職の状況は、2026年3月31日現在の役職を記載しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2007年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役の報酬総額を150,000千円以内（年額）、監査役の報酬総額を50,000千円以内（年額）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外は2名）、監査役の員数は4名（全員社外監査役）でした。

② 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等の概要

・取締役の報酬等の決定の基本方針

取締役の個別の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、原則として、固定報酬としての「基本報酬」と「業績連動報酬」により構成されるものとしております。なお、現在のところ株式報酬等の非金銭報酬の交付は考えておりません。当該方針は、社外取締役の意見も踏まえ、取締役会にて審議のうえ決定されたものであります。

・取締役の個人別の基本報酬の決定方針の概要

取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬として支給されるものとし、第98回定時株主総会において決議された取締役の報酬総額内で、役職位毎の職責に応じて、他社水準・当社の業績・従業員給与の水準等を総合的に勘案のうえ審議された額を、取締役会の授権を受けた代表取締役社長 清崎哲也が承認し、決定するものとしております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知しており、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

・監査役の報酬の決定方針

監査役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬として支給されるものとし、第98回定時株主総会において決議された監査役の報酬総額内で、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役の業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績連動報酬は、従業員に会社の事業成果等を反映した賞与が支給された場合に、その支給率と同率で算出された額を賞与として支給することとしており、第98回定時株主総会において決議された取締役の報酬総額内で取締役会の決議により支給総額が決定し、基本報酬同様、代表取締役社長 清崎哲也が上記支給率に基づく配分額を承認し、決定するものとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員 の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	73,200千円 (12,000千円)	73,200千円 (12,000千円)	— (-)	7人 (4人)
監査役 (全員社外監査役)	23,850千円	23,850千円		3人

- (注) 1. 当連結会計年度では、取締役に対して業績連動報酬等としての賞与を支給しておりません。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、各連結会計年度の当社グループの経常利益であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営陣としての事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績結果を明確に反映する経常利益が最も適切な指標の一つであると判断しております。
2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、3,600千円であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者は、主要な業務執行者である当社及び子会社の取締役・監査役です。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
社外取締役	岡本泰憲	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役副社長執行役員
		日本軽金属株式会社	取締役副社長執行役員
		東洋アルミニウム株式会社	取締役
	樹下健	日本軽金属ホールディングス株式会社	執行役員
		日本軽金属株式会社	執行役員
	玉井裕	新神戸ドック株式会社	代表取締役社長
		本山パインクレスト株式会社	監査役
	左合輝行	左合・赤塚法律事務所	代表弁護士
		大連海事大学法学院	客員教授
早稲田大学法学研究科		非常勤講師	
社外監査役	山口修司	弁護士法人岡部・山口法律事務所	代表弁護士
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役（監査等委員）
		株式会社住友倉庫	社外取締役
		中央大学法科大学院	客員教授
		公益財団法人ライオン歯科衛生研究所	監事
	宮尾克己	宮尾公認会計士事務所	所長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。
3. 兼職の内容は、2026年3月31日現在の役職を記載しております。

当事業年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本 泰 憲	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席し（出席率100%）、企業経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に果たしております。
	樹下 健	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席し（出席率100%）、企業経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に果たしております。
	玉井 裕	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席し（出席率100%）、船舶修繕業の経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、経営における重要事項の決定や業務執行の監督機能を適切に果たしております。
	左合 輝 行	当事業年度に開催された取締役会7回全てに出席し（出席率100%）、弁護士としての専門的見地を基に、議案・審議等につき有用な発言を適宜行い、経営における重要事項の決定や業務執行の監督機能を適切に果たしております。
社外監査役	後藤 光 良	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、監査役会においては議長として監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては常勤監査役の立場で、議案・審議に必要な発言を行っております。また経営会議、内部統制委員会及び水曜会（幹部会議）にも助言的立場で出席しているほか、会計監査にも立ち会っており、経営の監督機能を適切に果たしております。
	山口 修 司	当事業年度に開催された取締役会7回中6回（出席率85.7%）、監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社のコンプライアンス体制の構築・維持につき有用な発言を行い、経営の監督機能を適切に果たしております。
	宮尾 克 己	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき有用な発言を行い、経営の監督機能を適切に果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称：OAG監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を实践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものいたします。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制システムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 二. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該監査役の職務に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び期中レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,686,781	流動負債	1,100,593
現金及び預金	1,974,913	海運業未払金	169,496
海運業未収金及び契約資産※4	199,734	一年内返済予定の長期借入金※1※3	412,549
貯蔵品	264,096	未払法人税等	270,267
その他流動資産	248,036	契約負債	131,032
固定資産	9,579,346	賞与引当金	36,688
有形固定資産	8,423,959	その他流動負債	80,558
船 舶※1※2	8,079,660	固定負債	3,022,630
建 物※2	149,088	長期借入金※1※3	1,754,889
器具及び備品※2	9,245	繰延税金負債	867,085
土 地	167,363	特別修繕引当金	191,907
その他有形固定資産※2	18,601	退職給付に係る負債	86,008
無形固定資産	6,203	資産除去債務	14,763
投資その他の資産	1,149,184	その他固定負債	107,976
投資有価証券	967,716	負債合計	4,123,223
退職給付に係る資産	93,886	(純資産の部)	
繰延税金資産	16,306	株主資本	7,668,308
その他長期資産	71,274	資 本 金	702,000
		資 本 剰 余 金	373,529
		利 益 剰 余 金	8,305,658
		自 己 株 式	△1,712,878
		その他の包括利益累計額	427,910
		その他有価証券評価差額金	427,910
		非支配株主持分	46,685
		純資産合計	8,142,904
資産合計	12,266,128	負債・純資産合計	12,266,128

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結損益計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
海運業収益		
運賃	2,616,219	
貸船料	2,242,729	
その他海運業収益	138,874	4,997,823
海運業費用		
運航費	1,005,442	
船費	2,510,054	
借船料	323,336	
その他海運業費用	56,413	3,895,247
海運業利益		1,102,576
その他事業収益		124,204
その他事業費用		34,863
その他事業利益		89,340
営業総利益		1,191,916
一般管理費		534,138
営業利益		657,778
営業外収益		
受取利息	9,014	
受取配当金	38,029	
為替差益	30,692	
その他営業外収益	9,972	87,709
営業外費用		
支払利息	30,503	
燃料油売却損	61,545	
その他営業外費用	10,787	102,836
経常利益		642,650
特別利益		
投資有価証券売却益	553,245	553,245
特別損失		
投資有価証券売却損	131	
ゴルフ会員権売却損	61	
アドバイザー費用	82,970	83,163
税金等調整前当期純利益		1,112,732
法人税、住民税及び事業税	343,742	
法人税等調整額	△7,453	336,289
当期純利益		776,442
非支配株主に帰属する当期純利益		1,817
親会社株主に帰属する当期純利益		774,625

連結株主資本等変動計算書 (自2025年4月1日
至2026年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	373,529	7,685,445	△2,312	8,758,662
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△154,412	—	△154,412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	774,625	—	774,625
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,710,566	△1,710,566
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	620,212	△1,710,566	△1,090,353
当 期 末 残 高	702,000	373,529	8,305,658	△1,712,878	7,668,308

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	505,020	505,020	43,232	9,306,914
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△154,412
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	774,625
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,710,566
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△77,109	△77,109	3,452	△73,656
当 期 変 動 額 合 計	△77,109	△77,109	3,452	△1,164,010
当 期 末 残 高	427,910	427,910	46,685	8,142,904

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

T.S. Central Shipping Co., Ltd.、大四マリン株式会社、本山パインクレスト株式会社
全ての子会社を連結している。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致している。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は
移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) …船舶は定額法、その他は主として定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法) を採用している。 なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

船舶……………13~20年

建物 (建物附属設備を除く) ……32~50年

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっている。

③ リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしている。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上することとしている。

④ 特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込額を加味して計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客と締結している契約が貨物運送契約又は貸船契約かを識別しそれぞれ履行義務を識別している。

・外航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は積高に約定単価を乗じた航海毎の請求額で算定をしている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

・内航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は航海毎に顧客と合意した金額としている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているが、一時点(積切時点)で収益を認識した場合との差異に重要性が無いことから、積切時点で収益を認識している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

なお、海運業費用については収益との対応関係に基づいて認識している。

② 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記していた営業外収益の「燃料油売却益」(当連結会計年度4,966千円)については金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他営業外収益」に含めて表示している。

前連結会計年度において区分掲記していた営業外費用の「支払手数料」(当連結会計年度2,604千円)については金額的重要性が低くなったため、当連結会計年度においては「その他営業外費用」に含めて表示している。

3. 会計上の見積りに関する注記

(海運業収益)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度末において進行中の航海に係る海運業収益	419,588千円
----------------------------	-----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

外航海運業収益の運賃については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を計上している。

当連結会計年度末において進行中の航海に係る進捗度は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

総航海日数の見積りは港間の航海日数及び積揚港での滞在日数の合計日数として算定している。

当連結会計年度末において進行中の航海に係る海運業収益の金額の算出に用いた主要な仮定は、当連結会計年度末以降の港間の航海日数である。

当連結会計年度末以降の港間の航海日数は、予定航路の距離と予定船速に基づいて算定している。

当連結会計年度末以降の港間の航海日数は、天候、海象等によって変動することから、不確実性を伴い、翌連結会計年度の海運業収益に重要な影響を及ぼす可能性がある。

4. 連結貸借対照表に関する注記

※1 担保に供している資産

船舶	4,882,049千円
担保に係る債務	
一年内返済予定の長期借入金	412,549千円
長期借入金	1,754,889千円
計	2,167,439千円

※2 資産から直接控除した減価償却累計額

船舶	6,673,963千円
建物	721,535千円
器具及び備品	48,385千円
その他有形固定資産	31,036千円
計	7,474,921千円

※3 財務制限条項

当連結会計年度末の借入金の一部には、財務制限条項が付されている。

※4 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産は、それぞれ以下のとおりである。

海運業未収金	107,190千円
契約資産	92,544千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,932,000株
------	------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年5月15日開催の定例取締役会で、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議した。

① 配当金の総額	154,412千円
② 1株当たり配当額	80.00円
③ 基準日	2025年3月31日
④ 効力発生日	2025年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とする。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年5月14日開催の定例取締役会で、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議した。

① 配当金の総額	191,246千円
② 1株当たり配当額	125.00円
③ 基準日	2026年3月31日
④ 効力発生日	2026年6月3日

なお、配当原資については、利益剰余金とする。

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に海運業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達している。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、必要に応じ、為替や金利等の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である海運業未収金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されている。また、外航海運業を営んでいることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されている。

投資有価証券は、主に上場企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である海運業未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料油等の補油に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されている。

借入金は、主に設備投資（船舶の取得）に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている。また、一部の借入金には財務制限条項が付されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程等に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の経理規程等に準じて、同様の管理を行っている。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替の変動リスクや借入金の金利変動リスクを抑制するため、デリバティブ取引を必要に応じて行っている。デリバティブ取引については、当社の経理規程等に基づき、経営会議で基本方針を承認し、これに従い経理部が取引を行っている。取引実績は、経理部担当取締役及び経営会議に報告している。連結子会社についても、当社に準じて、管理を行っている。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち72.1%が特定の取引先に対するものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する科目については記載を省略している。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 投資有価証券	949,297	949,297	—
(2) 長期借入金	(2,167,439)	(2,169,048)	△1,609
(3) デリバティブ取引 (注)3	(3,338)	(3,338)	—

(※) 負債に計上されているものについては () で示している。

(注) 1. 市場価格のない株式等

非上場株式 (連結貸借対照表計上額18,419千円) は、「(1) 投資有価証券」には含めていない。

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	412,549	205,208	205,208	205,208	205,208	934,055

(注) 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示している。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	949,297	—	—	949,297
資産計	949,297	—	—	949,297
デリバティブ取引				
その他流動負債	—	3,338	—	3,338
通貨関連				
負債計	—	3,338	—	3,338

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	2,169,048	—	2,169,048
負債計	—	2,169,048	—	2,169,048

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

長期借入金

固定金利によるものの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類している。変動金利によるものの時価については、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類している。

7. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用マンション（土地を含む）等を有している。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
323,927	△8,568	315,358	1,186,772

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

2. 主な変動額

減価償却費

8,568千円

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっている。その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）並びに、一部の建物等の償却性資産については連結貸借対照表計上額をもって時価としている。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、89,340千円（賃貸収益はその他事業収益に、主な賃貸費用はその他事業費用に計上）である。

8. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合計
営業収益				
顧客との契約から生じる収益	4,047,288	950,535	—	4,997,823
その他の収益	—	—	124,204	124,204
外部顧客への営業収益	4,047,288	950,535	124,204	5,122,027

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識している。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、顧客と締結している契約が貨物運送契約又は貸船契約かを識別しそれぞれ履行義務を識別している。

①外航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は積高に約定単価を乗じた航海毎の請求額で算定をしている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、予想される総航海日数に対する連結会計年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

②内航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は航海毎に顧客と合意した金額としている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているが、一時点（積切時点）で収益を認識した場合との差異に重要性が無いことから、積切時点で収益を認識している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	156,308	107,190
契約資産	—	92,544
契約負債	281,858	131,032

当連結会計年度期首の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識している。当連結会計年度中の契約資産の残高の変動は、主に収益認識による計上と請求による債権への振替によるものである。また、契約負債の残高の変動は、主に入金による計上と収益認識による取崩によるものである。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はない。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,291.75円
1株当たり当期純利益	404.84円

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 高橋大樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 富森芳信
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,938,765	流動負債	854,036
現金及び預金	1,295,536	海運業未払金※4	141,608
海運業未収金及び契約資産	196,723	一年内返済予定の長期借入金※1	267,049
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	352,896	未払費用	10,811
立替金※4	786,295	未払法人税等	261,231
貯蔵品	172,029	未払消費税等	1,247
繰延及び前払費用	10,436	契約負債	131,032
代理店債権	120,706	預り金	3,853
その他流動資産※4	4,141	代理店債務	3,654
固定資産	4,099,684	賞与引当金	19,052
有形固定資産	772,458	その他流動負債	14,494
船舶※1※2	742,416	固定負債	718,668
建物※2	13,366	長期借入金※1	554,514
器具及び備品※2	1,339	繰延税金負債	162,883
土地	14,618	その他固定負債	1,270
その他有形固定資産※2	716	負債合計	1,572,704
無形固定資産	5,604	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,321,621	株主資本	5,125,381
投資有価証券	708,893	資本金	702,000
関係会社株式	142,109	資本剰余金	114
出資金	870	資本準備金	114
関係会社長期貸付金	2,308,136	利益剰余金	6,136,145
前払年金費用	93,886	利益準備金	175,385
その他長期資産	67,726	その他利益剰余金	5,960,760
		固定資産圧縮積立金	6,264
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	4,054,495
		自己株式	△1,712,878
		評価・換算差額等	340,363
		その他有価証券評価差額金	340,363
		純資産合計	5,465,745
資産合計	7,038,449	負債・純資産合計	7,038,449

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

損益計算書 (自2025年4月1日 至2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
海運業収益		
運賃	2,616,219	
貸船料	2,215,529	
その他海運業収益※	103,925	
		4,935,674
海運業費用		
運航費	1,005,442	
船費	228,842	
借船料※	2,772,785	
その他海運業費用	25,357	
		4,032,427
海運業利益		903,246
その他事業収益		4,080
その他事業費用		1,872
その他事業利益		2,207
営業総利益		905,453
一般管理費※		487,142
営業利益		418,311
営業外収益		
受取利息※	56,994	
受取配当金※	37,251	
為替差益	36,622	
その他営業外収益※	16,217	
		147,086
営業外費用		
支払利息	8,059	
燃料油売却損	61,545	
その他営業外費用	8,183	
		77,787
経常利益		487,610
特別利益		
投資有価証券売却益	553,245	
		553,245
特別損失		
投資有価証券売却損	131	
ゴルフ会員権売却損	61	
アドバイザー費用	82,970	
		83,163
税引前当期純利益		957,691
法人税、住民税及び事業税	320,882	
法人税等調整額	△8,610	
当期純利益		645,420

株主資本等変動計算書 （自2025年4月1日 至2026年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	175,385	6,584
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△320
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△320
当 期 末 残 高	702,000	114	114	175,385	6,264

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,900,000	3,563,167	5,645,137	△2,312	6,344,939
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	—	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△154,412	△154,412	—	△154,412
固定資産圧縮積立金の取崩	—	320	—	—	—
当 期 純 利 益	—	645,420	645,420	—	645,420
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△1,710,566	△1,710,566
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	491,328	491,008	△1,710,566	△1,219,558
当 期 末 残 高	1,900,000	4,054,495	6,136,145	△1,712,878	5,125,381

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	451,041	451,041	6,795,980
当期変動額	—	—	—
利益準備金	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△154,412
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	645,420
自己株式の取得	—	—	△1,710,566
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△110,677	△110,677	△110,677
当期変動額合計	△110,677	△110,677	△1,330,235
当期末残高	340,363	340,363	5,465,745

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………船舶は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

船舶	13～20年
建物（建物附属設備を除く）	47年

(2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしている。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上することとしている。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務等の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客と締結している契約が貨物運送契約又は貸船契約かを識別しそれぞれ履行義務を識別している。

・外航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は積高に約定単価を乗じた航海毎の請求額で算定をしている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識している。進捗度の測定は、予想される総航海日数に対する事業年度末までの実際の航海日数の割合に基づき算定している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

・内航海運業

貨物運送契約については、1航海を1履行義務として識別し、取引価格は航海毎に顧客と合意した金額としている。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しているが、一時点(積切時点)で収益を認識した場合との差異に重要性が無いことから、積切時点で収益を認識している。

貸船契約については、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しているため、請求する権利を有している金額で収益を認識している。

なお、海運業費用については収益との対応関係に基づいて認識している。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において区分掲記していた流動資産の「未収入金」(当事業年度2,027千円)については、金額的重要性が低くなったため、当事業年度においては「その他流動資産」に含めて表示している。

3. 会計上の見積りに関する注記

(海運業収益)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度末において進行中の航海に係る海運業収益 419,588千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表と同一である。

4. 貸借対照表に関する注記

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

船舶

742,416千円

担保付債務

一年内返済予定の長期借入金

267,049千円

長期借入金

554,514千円

計

821,564千円

※2. 資産から直接控除した減価償却累計額

船舶

1,842,307千円

建物

42,109千円

器具及び備品

10,781千円

その他有形固定資産

680千円

計

1,895,878千円

3. 保証債務

関係会社T.S. Central Shipping Co., Ltd.の銀行からの借入債務に対し、保証を行っている。

建造資金借入

1,345,875千円

※4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権

783,991千円

短期金銭債務

63千円

5. 損益計算書に関する注記

※ 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

48,480千円

営業費用

2,462,048千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益

61,020千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

402,030株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金

7,020千円

未払事業税

13,650千円

減損損失

4,908千円

関係会社株式評価損

8,040千円

その他

3,477千円

繰延税金資産小計

37,097千円

評価性引当額

△10,841千円

繰延税金資産合計

26,255千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金

2,883千円

その他有価証券評価差額金

156,662千円

前払年金費用

29,593千円

繰延税金負債合計

189,139千円

差引：繰延税金負債の純額

162,883千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	日本軽金属(株)	被所有 直接 12.92%	主要荷主 役員兼任	運送等役務の提供※1	1,808,155	海運業未収金	12,716
						契約負債	54,395
主要株主	SUN YOU NING	被所有 直接 2.28%	主要株主 (個人)	自己株式 の取得※2	753,255	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1：貨物運賃及び取扱貨物運賃については、海運市況、当社支配船舶の運航コスト等を勘案のうえ、期初に運賃見積もりを提出し、一般の取引条件と同様に決定している。

※2：自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により取得しており、取引価格は2026年3月23日の終値によるものである。なお、自己株式取得後の議決権の被所有割合は10%未満となったことから、当事業年度末において主要株主ではない。

2. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	T.S. Central Shipping Co., Ltd.	所有 直接100.0%	資金の貸付	資金の貸付※2	1,300,000	一年内回収予定の 関係会社長期貸付金	352,896
			定期用船	貸付資金の回収	777,911	関係会社長期貸付金	2,308,136
			債務保証	利息の受取	49,040	その他流動資産	553
			役員兼任	用船料の支払※1	2,063,648	—	—
				債務保証	1,345,875	—	—
				資金の立替	—	立替金	780,714

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1：支払われる用船料については、船舶の資本費、船費等のコストを勘案のうえ、当社経営会議において決定している。

※2：資金の貸付については、市場金利等を勘案のうえ、決定している。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一である。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,572.45円

1株当たり当期純利益

337.31円

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 高橋大樹
業務執行社員
指定社員 公認会計士 富森芳信
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人〇ＡＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人〇ＡＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

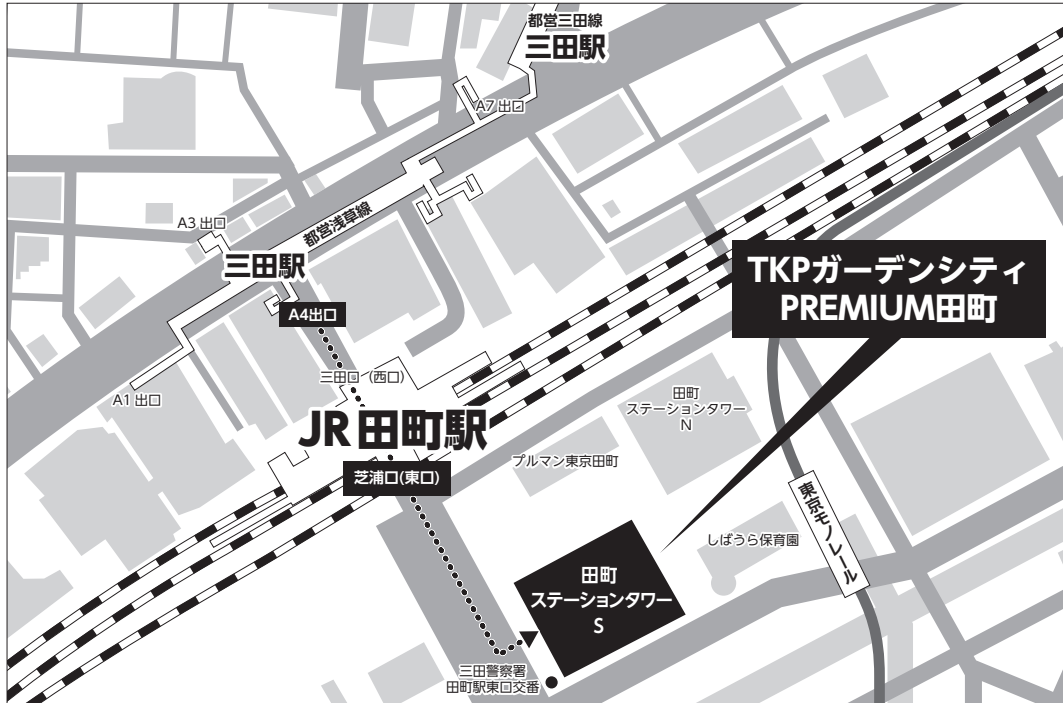
後 藤 光 良 ㊟

山 口 修 司 ㊟

宮 尾 克 己 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



- JR山手線・京浜東北線 田町駅徒歩1分 (東口)
- 都営地下鉄浅草線・三田線 三田駅徒歩5分 (A4出口)

会場 東京都港区芝浦三丁目1番21号
msb Tamachi 田町ステーションタワーS
4階 「ホール4C」
TKPガーデンシティPREMIUM田町
電話 03-5439-6119 (当日のみ)